

福島再生加速化交付金（第71回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第57回）・・・・・・・・・・別添1
- ② 福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業（第22回）】
・・・・・・・・・・別添2

◆交付可能額について

福島県及び町村から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費 6,620百万円、国費 4,871百万円

うち、帰還・移住等環境整備

事業費 6,488百万円、国費 4,805百万円

うち、福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】

事業費 132百万円、国費 66百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金

事業概要・目的

○ 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

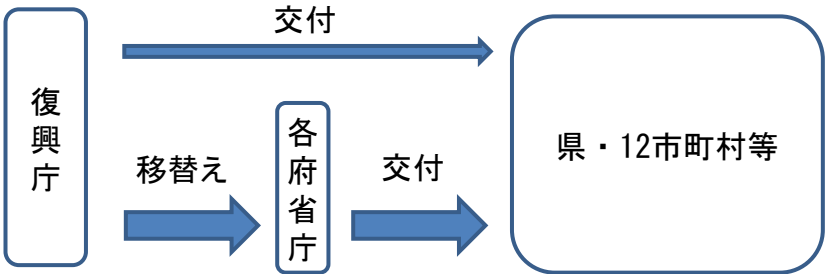
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日) (抄)

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

期待される効果

○ 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、浜通り地域等における担い手拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○ 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の家賃低廉化等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る担い手拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援

福島再生加速化交付金（第71回）《帰還・移住等環境整備第57回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：6,488百万円 国費：4,805百万円

※福島県、5町村（21事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○公立学校施設整備費国庫負担事業

・双葉町において、幼小中一貫教育のための義務教育学校の整備を行います。

《4,422百万円（3,350百万円）（1町3事業）》

○保育所等の複合化・多機能化推進事業

・双葉町において、認定こども園の整備を行います。

《776百万円（497百万円）（1町2事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・浪江町において、農業基盤等の整備を行います。

《596百万円（447百万円）（1町1事業）》

○移住・定住促進事業

・福島県において、12市町村内の移住・定住等の促進に資する取組を支援します。

《9百万円（6百万円）（1県1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第71回）《帰還・移住等環境整備（第57回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第71回）《帰還・移住等環境整備（第57回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第71回）《帰還・移住等環境整備（第57回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金・国土交通班
担当：上野
電話：03-6328-0223

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第71回）《帰還・移住等環境整備
（第57回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
富岡町	18	12
大熊町	2	2
双葉町	5,567	4,111
浪江町	707	530
飯舘村	65	53
福島県	130	97
計 (県、5町村)	6,488	4,805

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第71回)≪帰還・移住等環境整備(第57回)≫
市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

富岡町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
・富岡町復興まちづくり支援施設整備事業《新規》
【18百万円(12百万円)】

浪江町

- 事業番号:12(下水道事業)
・浪江町公共下水道施設整備事業《新規》
【11百万円(8百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農地防災事業請戸地区(基金型)《新規》
【596百万円(447百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業(浪江地区)
【90百万円(67百万円)】

大熊町

- 事業番号:23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
・サーベイメータ点検校正事業
【1百万円(1百万円)】
- ・自家消費野菜等放射能検査事業
【0.4百万円(0.4百万円)】

飯舘村

- 事業番号:23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
・村内放射線量モニタリング業務
【13百万円(13百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)
【52百万円(41百万円)】

双葉町

- 事業番号:14(公立学校施設整備費国庫負担事業)
・義務教育学校整備事業(校舎の新增築)(双葉町)【基金型】《新規》
【3,161百万円(2,387百万円)】
- ・義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)【基金型】
《新規》
【1,009百万円(762百万円)】
- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
・義務教育学校整備事業(給食施設の新增築)(双葉町)【基金型】
《新規》
【144百万円(108百万円)】
- 事業番号39(保育所等の複合化・多機能化推進事業)
・認定こども園整備事業(保育所等の複合化・多機能化)(双葉町)
【基金型】《新規》
【688百万円(427百万円)】

福島県

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・被災地域農業復興総合支援事業(農業用機械施設等)南相馬市
【13百万円(10百万円)】
- ・被災地域農業復興総合支援事業(長泥地区農業用機械等整備)飯舘村《新規》
【108百万円(81百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・福島再生加速化交付金市町村交付事業
【9百万円(6百万円)】

福島再生加速化交付金(第71回)《帰還・移住等環境整備(第57回)》
交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
10	都市防災推進事業
12	下水道事業
14	公立学校施設整備費国庫負担事業
15	学校施設環境改善事業
17	埋蔵文化財発掘調査事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

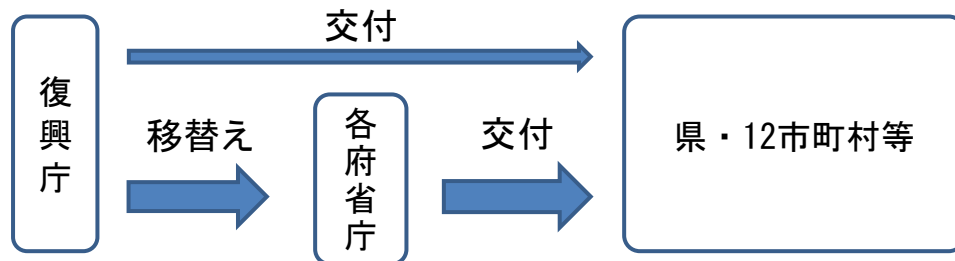
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

福島再生加速化交付金（第71回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）第22回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：132百万円 国費：66百万円

※福島県（2事業）に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

一 地域の魅力向上・発信事業

福島県において、風評動向調査、体験等企画実施及び情報発信コンテンツ作成
の取組を実施します。

《10百万円（5百万円）（1事業）》

二 間接補助事業

福島県において、福島県内の市町村が行う地域の魅力向上・発信事業に対する
補助を実施します。

《122百万円（61百万円）（1事業）》

《別紙資料》

・別紙1：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先

企画・国会・風評リスクミ・広報班

福島、赤澤、三上

電話：03-6328-0248

地域情報発信交付金

(復興庁企画・国会・風評リスクミ・広報班)

事業概要・目的

○「第2期復興・創生期間」以降における基本方針（抄）

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 原子力被災地域

⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について、これまでの取組の効果等を踏まえ、より効果的な情報発信となるよう見直した上で強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。

○地方公共団体が自らの創意工夫によって行う、復興・創生に向けた取組や、食品等の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組を支援することにより、主に福島県外に対して、福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備を支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えとともに、福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを目的とする。

事業イメージ・具体例

(1) 対象自治体

福島県及び福島県内の全市町村（59市町村）

(2) 事業メニュー

①【情報発信事業】

i) 風評動向調査

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

②【人材活用事業】

i) 企画立案のための外部人材の活用

ii) 地域の語り部の育成

(3) 交付率 1/2※

※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

資金の流れ



期待される効果

○地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。